

2017年大胆予想! ~ 丁酉(ひのと とり)は“変革”の年? ~

D・トランプ 米国大統領就任 1月

いよいよ、というか、遂に、というか、とうとう、が一番合ってるかもしれませんが、泣いても笑っても、あの方の大統領就任です。昨年末にかけては、期待相場で日米の株価上昇に寄与した感がありますが、具体的政策による真価が問われる年となります。米国の分断は進んでしまうのでしょうか。

国際政治リスクの顕在化

3月香港行政長官選挙：直接投票を要求した学生デモの記憶が新しい中、今回も間接選挙。今年の秋に5年に1度の全国代表大会を控えた中国共産党の意向を映した結果となるか。

3月蘭総選挙・4月仏大統領選挙・9月独連邦議会選挙：ポピュリズムの台頭が見られれば、政治的リスクは増大。昨年の英国EU離脱国民投票、1月台湾総統選挙、11月米国大統領選挙はいずれもマーケットに大きな影響を与えました。今年も、経営者のリスクヘッジが問われます。12月に予定されていた**韓国大統領選挙**は早まる。

年金保険料“最後の値上げ”

10年前から毎年引き上げられてきた年金保険料は予定されていた最後の値上げの年となります。国民年金保険料は16,900円(月額)に、厚生年金保険料率は18.3%。今後は、物価や賃金の実勢により毎年変更。高齢化率(65歳以上の総人口に占める割合)25%は、国の予測では今年でしたが、既に昨年26%を超え、実際の高齢化のスピードはこれを上回っているようです。介護保険制度も施行から17年目となり、この制度疲労は明らかです。来年の医療介護制度同時改定を前に、改革論議が活発に、且つ具体的となります。医療介護に限らず社会保障全般の制度改革が求められ、私達一人一人は当事者としての意識と覚悟が必要となる年です。

改正医療法・社会福祉法施行

4月、改正医療法と社会福祉法の一部が施行。これに合わせて、既存の医療法人、社会福祉法人においては定款変更などの対応が必要に。また、地域医療連携推進法人制度がスタートします。詳細は弊社担当者まで。

2017年度税制改正

所得税配偶者控除：高年収の専業主婦の世帯は増税。中小企業経営者の奥様にとっても“働き方改革”を検討してみてもいかがでしょうか。

酒税：酎ハイ、第3のビール、ワインは値上げ、ビールは値下げ。飲食店などではメニューなどの価格改定が必要。

住居における所得税・固定資産税：中古住宅改修費用の所得税控除額と固定資産税減額の拡大、タワーマンションの固定資産税、高層階は増税、低層階は減税。

中小企業対象法人税：資本金による中小企業軽減税適用に所得制限。所得金額15億円超は中小企業ではありません。当たり前だと思ってしまうのですが。

賃金上げ企業の法人税控除：税額控除の制度の拡充。付加価値を高め、賃金を上げて労働分配率は上がらない、そんな経営を実現するには、昨年強化された障害者雇用などを活用した個々の企業独自の“働き方改革”とイノベーションが求められます。

2017年4月消費税10%は2019年10月まで延期
 昨年の伊勢志摩サミットにおける唯一の“成果”かもしれません。



お仕事カレンダー

1月1日(日)	還付申告(所得税の確定申告)の受付開始(～3月15日)
1月10日(火)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(12月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出
1月20日(金)	源泉所得税の納期限の特例納付(前年7月～12月分)
1月31日(火)	11月決算法人の申告・納税、5月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・5月・8月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 税務署へ法定調書の提出 市区町村への給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産に関する申告



医療費控除特例と 医療費控除の選択適用

平成29年1月1日から5年間の時限措置で、セルフメディケーション税制が始まります。医療費控除とその特例に当たる同税制については選択適用となります。医療費控除の適用に比べ同税制を活用した方が有利な場面もありそうです。

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進等の一定の取組を行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己又は生計一親族等に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合、合計額が1万2千円を超えるときは最大8万8千円を所得控除できる仕組みです。一方、医療費控除は従来どおり、「10万円」又は「所得×5%」(所得金額が200万円未満の場合)を超える部分について、所得控除できるものです。

例えば、所得税の税率が20%の個人において、医療費13万円(対象となる医薬品を含む)、スイッチOTC医薬品購入費3万円の場合には、医療費控除は3万円(13万円 - 10万円)と

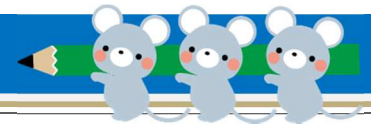
なり、所得税の減税効果は6千円(3万円×20%)となります。セルフメディケーション税制は1万8千円(3万円 - 1万2千円)で、所得税の減税効果は3.6千円(1万8千円×20%)となり、医療費控除の適用を受ける方が有利といえます。

これに対して、医療費13万円(前述と同様)、スイッチOTC医薬品購入費6万円の場合には、医療費は前述のとおり6千円の減税効果となるのに対し、セルフメディケーション税制は9.6千円((6万円 - 1万2千円)×20%)の減税効果があり、同税制の提言を受ける方が有利となります。

ただし、選択適用に当たっては、医療費と医薬品購入費のそれぞれの合計額が確定する年末時点まで不透明です。これまでと同様に、年明けからは医療費の領収書等だけでなく、スイッチOTC医薬品購入費の領収書等を紛失しないよう留意してください。

なお、平成29年度税制改正により、平成29年分から医療費等の領収等の提出又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を申告書に添付等する見直しも行われる見込みです。

お 仕 事 備 忘 録



1. 平成29年1月より育児・介護休業法改正

介護をしながら働く人や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

2. 平成29年1月から65歳以上の方も雇用保険の対象に

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても「高齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。なお保険料の徴収については平成31年度までは免除となります。

3. 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の受付開始日は、1月1日です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

4. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

5. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らずすべての給与受給者に交付しましょう。

6. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

第24回新春経営者セミナーのご案内

日時：2017年2月1日(水)
 展示会：13:00～(企業PRブース展示)
 セミナー：15:00～ 新年会：17:00～
 場所：郡山ビューホテルアネックス 4F花勝見
 会費：セミナー無料 新年会5,000円(お一人様)
 豪華賞品が当たる抽選会を開催いたします

第24回医業経営懇談会のご案内

日時：2017年2月11日(土)
 セミナー：14:00～ 懇談会：17:00～
 場所：郡山ビューホテルアネックス 4F花勝見
 会費：セミナー3,000円 懇談会無料

参加のお申込みは弊社までご連絡ください

TEL024-944-9222